

# 結社会則

## 第1条(趣旨)

この会則は、同人結社鬼姫狂(以下、当結社とします)の活動理念に基づき、代表及び加入する各会員が秩序正しく快適に活動を行うために必要な事項を定めるものとします。

## 第2条(名称)

当結社の正式名称は、「同人結社創作信仰鬼姫狂総本部」と称し、公式サイトに掲げる看板とします。

2 当結社の登記上の正式名称は、「同人結社鬼姫狂」とします。

3 当結社の正式通称は、「鬼姫狂」とします。

## 第3条(目的)

当結社は、架空の民俗信仰「武州鬼姫信仰」を題材とした空想時代劇「鬼神童女遊侠伝」シリーズの公表を通じて、日本に古来から伝わる鬼の文化を継承し、新しい創作文化として発展させ、日本の文化的振興に貢献することを目的とします。

2 当結社は、主に思春期以降の異性に興味を持ち始めた青少年を対象に、魅力的な美少女を前面に押し出した娯楽作品を提供し、また、その派生的制作物として各種の学習教材を提供し、それらを通じて、青少年の情操発達及び学業促進に寄与することを目的とします。

3 当結社は、「武州鬼姫信仰」にまつわる架空史跡を認定し公表することによって、架空史跡を町おこしのための観光資源として有効活用し、世代を超えた地域振興に寄与することを目的とします。

## 第4条(活動)

当結社は、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

(1)映像紙芝居及び各種映像作品の企画・制作及び販売。

(2) 塗絵、絵本、漫画、挿絵小説、学習教材等の電子出版物又は書籍の企画・制作及び販売。

(3) 電子遊戯物の企画・制作及び販売。

(4) 電子歌曲の企画・制作及び販売。

(5) 図絵を添付した紙製玩具、印刷物、実用文房具の企画・制作及び販売。

(6) 鑑賞用書画、立体造形物の企画・制作及び販売。

(7) 服飾品、布製小物の企画、制作及び販売。

(8) 化粧品類の企画・制作及び販売。

(9) 飲食物の企画・制作及び販売。

(10) 広告掲載枠の販売。

(11) 架空史跡情報の登録。

(12) 展示会及び上映会の開催。

(13) 観光施設及び宿泊施設の運営。

(14) 各種創作物の制作請負。

(15) その他前各号に付帯又は関連する一切の活動。

2 前項に定めた活動は、目先の流行にとらわれず、長期的な視野をもって遂行するものとします。

#### **第5条(代表)**

当結社の代表は、創始者及びその直系親族が世襲により就任するものとします。

#### **第6条(副代表)**

当結社の代表は、自身の配偶者及びその候補者を副代表に指名することができるものとします。

## 第7条(総本部事務局)

当結社の総本部事務局は、前5条で定めた代表の住所地とします。

2 当結社の登記上の本店所在地は、前項とは別に、任意の貸住所に定めることができるものとします。

## 第8条(信仰)

当結社の信仰は、民俗信仰「武州鬼姫信仰」とします。

2 当結社の信仰対象は、童女姿の鬼神様を主祭神、山狗様と山鴉様を眷属神と定め、その御神名は次の通り定めるものとします。

(1)主祭神・花吹雪凜凜志乃大鬼姫神様(はなふぶきりりしのおおおにひめのかみさま)。

(2)眷属神・遠吠猛牙突立大狗神様(とおぼえのたけききばつきたてるおおいぬのかみさま)。

(3)眷属神・夜鳴天空飛翔大鴉神様(よなきのあまつそらとびかけるおおからすのかみさま)。

3 当結社の根本聖地は、「武州秩父鬼姫山」とします。

4 前2項1号に定めた祭神は、勸善懲悪を司る強大な力を持つものとし、武州総鎮守として国土平和の維持に靈験があるものとします。

5 前2項1号に定めた祭神は、信心する一切諸兄に対し萌力を発し、たちまちに心魂を慰癒する靈験があるものとします。

6 当結社の信仰は、八百万の神々を祭祀する神道の影響を受けたものであり、あらゆる神霊妖魔の存在を前提とし、天地万教の世界観を否定せずに受け入れるものとします。

7 前各項は、すべて当結社の世界観演出のための設定であり、実在するあらゆる宗教団体とも関わりのないものであることを宣言するものとします。

## 第9条(会員組織)

当結社は、代表を中心とする会員制の創作連合体を組織し、次に定める会員によって、主体的な創作活動、宣伝活動、購買活動を行うものとします。

- (1) 創作師……創作物を企画・制作・頒布する個人作家。
- (2) 伝道師……創作物を流通促進する個人宣伝員。
- (3) 購入者……創作物を購入する一般消費者。
- (4) 広告師……栄久広告貼出所に広告を掲載する個人広告主。
- (5) 史跡伝承者……架空史跡登録制度にて史跡登録している個人歴史愛好家。
- (6) 芸能師……映像演技武術研究会に所属する映画俳優。

#### **第 10 条(先導四十七同志)**

当結社は、創作師兼伝道師として一番最初に加盟した各都道府県の会員について、「先導四十七同志」の称号を付与することによって感謝の意を表するものとします。

#### **第 11 条(都道府県本部)**

当結社は、当結社の活動の全国展開を実現するため、各都道府県の拠点として都道府県本部を設置することができるものとします。

2 都道府県本部の本部長は、前 10 条に定めた先導四十七同志及びその直系親族が世襲により就任するものとします。但し、承継人が不在の場合は、同一都道府県において選挙により承継人を選出するものとします。

3 都道府県本部は、管轄する都道府県における会員勧誘の窓口となり、会員研修の実施権限を持つものとします。

4 都道府県本部長は、本部運営に必要な役職者を所属会員の中から選任することができるものとします。

5 都道府県本部は、管轄する都道府県における収益の一部を、都道府県本部手数料として徴収することができるものとします。

#### **第 12 条(市区町村支部)**

当結社は、当結社の活動の円滑な普及を実現するため、都道府県本部の傘下に傘下に一定の市区町村区域の拠点として市区町村支部を設置することができるものとします。

2 市区町村支部の支部長は、前11条に定めた都道府県本部長によって一番最初に勧誘を受け当結社に入会をした5名の創作師兼伝道師及びその直系親族が世襲により就任するものとします。但し、承継人が不在の場合は、同一市区町村区域において選挙により承継人を選出するものとします。

3 市区町村支部は、管轄する市町村における会員勧誘の窓口となり、会員研修の実施権限を持つものとします。

4 市区町村支部長は、支部運営に必要な役職者を所属会員の中から選任することができるものとします。

5 市区町村支部は、同一都道府県内に最大で5拠点設置することができるものとします。

6 市区町村支部は、管轄する市区町村圏内における収益の一部を、市区町村支部手数料として徴収することができるものとします。

### **第13条(入会資格)**

当結社への入会資格は、第8条で定める信仰を持つことを絶対条件とし、具体的な条件は別途定めるものとします。

### **第14条(入会)**

当結社への入会は、前条の入会資格のある者であればいつでも自由にできるものとし、具体的な方法は別途定めるものとします。

### **第15条(退会)**

当結社からの退会はいつでも自由にできるものとし、具体的な方法は別途定めるものとします。

### **第16条(知的財産権)**

当結社の運営の根幹にある知的財産権は、すべて代表に帰属します。

2 二次創作物に生じる二次的著作権の取り扱いは、別途定めるものとします。

#### **第 17 条(会計年度)**

当結社の会計年度の期間は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとします。

#### **第 18 条(合意管轄裁判所)**

当結社の運営について、会員及び第三者との法律上の紛争が生じた場合、事務局所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 19 条(会則の変更)**

当結社は、創作師、伝道師、広告師、購入者、史跡伝承者及び演技者による事前の了承を得ることなく、本会則を随時変更できるものとし、創作師、伝道師、広告師、購入者、史跡伝承者及び演技者はこれを承諾するものとします。

会則の変更は、変更後の結社会則が掲載された時から有効となります。

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史

#### **附則**

この会則は、平成 25 年 10 月 13 日より施行します。

平成 26 年 2 月 8 日改定

平成 26 年 2 月 20 日改定

平成 26 年 10 月 15 日改定

平成 27 年 1 月 21 日改定

平成 27 年 3 月 9 日改定

平成 28 年 3 月 22 日改定

平成 28 年 4 月 24 日改定

平成 28 年 7 月 2 日改定

平成 29 年 5 月 28 日改定

平成 30 年 1 月 3 日改定

平成 30 年 6 月 27 日改定

令和元年 6 月 6 日改定

令和元年 6 月 15 日改定

令和 2 年 3 月 10 日改定

令和 2 年 4 月 20 日改定